

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 2
- 指定管理者の指定【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】 3
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5

◇ 公 告

- 道路の廃止（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 6

北九州市告示第441号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市営勝山公園地下駐車場

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和2年12月31日	午前7時30分から午後12時まで
令和3年1月1日	午前0時から午前3時まで及び午前7時30分から午後11時まで

北九州市告示第442号

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第54号）第9条の規定により、北九州市立男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり告示する。

令和2年12月17日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町11番4号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6907 61	訪問看護あや	北九州市八幡西区 椋枝一丁目1 番15号	有限会社フミ ダス	令和2年1 2月1日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5057 73	デイサービスげ んきさん	北九州市小倉南区 沼本町二丁目 8番37号	有限会社時輪	令和2年1 2月1日

北九州市告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7015 70	アースサポート 北九州	北九州市八幡西 区永犬丸四丁目 6番30号	アースサポー ト株式会社	令和2年1 1月30日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7905 78	福岡ざいたく医 療訪問看護	北九州市小倉南 区長行西三丁目 17番1号	有限会社ソウ セイ	令和2年1 1月30日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7074 29	デイサービス ベルハナ	北九州市八幡西 区瀬板二丁目1 0番15号	有限会社ベル ハナ	令和2年1 1月30日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1016 72	ふれんどケアプ ランセンター	北九州市門司区 永黒二丁目5番 16号	株式会社ふれ んど	令和2年1 1月30日
4070 7015 70	アースサポート 北九州	北九州市八幡西 区永犬丸四丁目 6番30号	アースサポー ト株式会社	令和2年1 1月30日

北九州市公告第 8 2 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 2 年 1 2 月 1 7 日 第 4 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区守恒本町一丁目 2 6 番 1 0 2 及び 2 6 番 1 0 3	4. 0	5. 4

北九州市公告第 8 2 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 2 年 1 2 月 1 7 日 第 3 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区中井一丁目 3 9 番 1 3、3 9 番 2 5、3 9 番 2 6、3 9 番 3 0、3 9 番 3 1 及び 1 0 1 番 4	4. 0	9. 3